

移転支援 | がけ地近接等危険住宅移転事業

対象者

- 下記のような区域の住宅(危険住宅)にお住まいの方
- ・土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)
 - ・基礎調査が完了し土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)に指定される見込のある区域
 - ・地方公共団体が条例で指定した災害危険区域
 - ・地方公共団体が条例で建築を制限している区域
 - ・地方公共団体が定めた地区計画の区域
 - ・都道府県知事が指定した浸水被害防止区域
 - ・過去3年間に災害救助法の適用を受けた区域

支援内容

①危険住宅の撤去にかかる費用

限度額: **国の定める標準建設費***から算出した除却工事費
(危険住宅の延床面積(m²) × 平米単価(円/m²))

※平米単価(円/m²)は年度によって変わります。

②移転、仮住居費、跡地整備費等にかかる費用

限度額: 97万5千円/戸

③危険住宅に代わる住宅の建設、購入、改修のため、金融機関等から借入れた場合、その利息に相当する額

【通常】限度額: 421万円/戸

(建物325万円/戸、土地96万円/戸)

【特殊地域】限度額: 731万8千円/戸

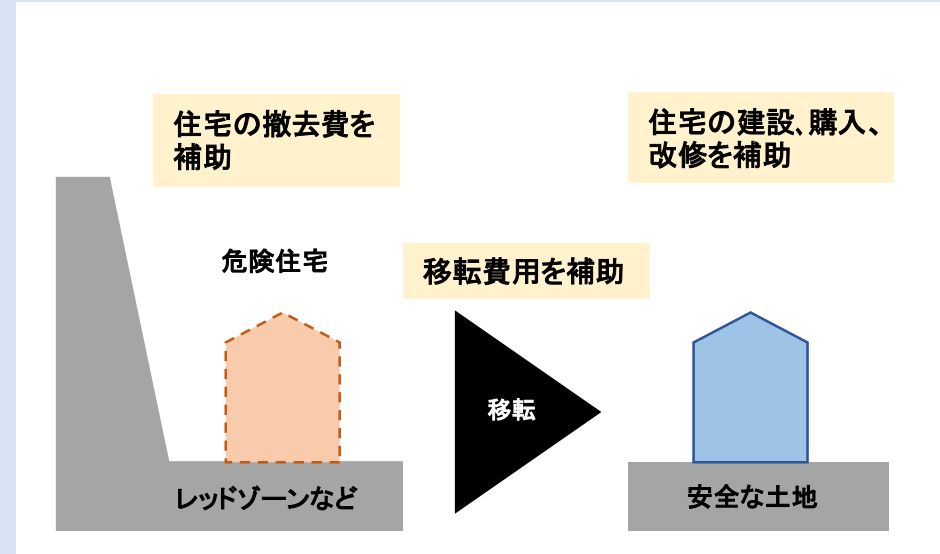
(建物465万円/戸、土地206万円/戸、敷地造成60万8千円/戸)

※危険住宅の撤去を行う必要があります。

※特殊地域とは、特殊土壌地帯、地震防災対策強化地域、保全人家10戸未満の急傾斜地崩壊危険区域、出水による災害危険区域をいいます。

※借入利率は年8.5%を限度とします。

※移転前の敷地は土砂災害特別警戒区域の指定がある限り宅地としての再利用はできません。



たとえば

※補助制度状況は市町によって異なりますので、お住いの市町窓口にご確認ください

①危険住宅の延床面積が150m²で、撤去費用200万円かかる場合
限度額: 150m² × 31,000円(令和5年度の平米単価) = 465万円
→ **200万円の補助金**を受けることができます。

②引越に30万円かかる場合
限度額: 97万5千円
→ **30万円の補助金**を受けることができます。

③借入金額2,000万円、金利1.3%(全期間固定、35年、元利均等払い)で借入れする場合
→ 毎月の支払いは約5.9万円となり、受けられる補助金は利息に相当する**約490万円の補助金**を受けることができます。
※移転後の住宅が特殊地域にある場合

危険住宅(150m²)の場合、最大**720万円**支援